

岡山労働局発表  
令和元年11月28日

報道関係者 各位

【照会先】岡山労働局 雇用環境・均等室

室長補佐 岡田 節子

労働紛争調整官 妹尾 直紀

電話 086-225-2017

## 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省ではセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメントなどのない職場づくりを推進するため、業務の繁忙、職場外での飲食の機会の増加等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、全国の労働局で集中的な周知啓発の取組を実施します。

パワーハラスメント（職場のいじめ・嫌がらせ）の相談件数は統計を取り始めた平成13年度以降、増加し続けており、平成30年度は1,317件となっています。また、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントについても、不利益な身分変更や職を失いかねない深刻な相談が多くあります。

岡山労働局（局長 谷中善典）においては、本月間中に特別相談窓口を開設し、労働者や事業主等からのセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントについての相談を受付けます。また、本年6月に改正法により、労働施策総合推進法等においてパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化が盛り込まれたことについて、広く周知啓発活動を実施します。

具体的な取組は次のとおりです。

### ① 特別相談窓口

- ・労働者、事業主向け
- ・「職場のハラスメントについて」  
「ハラスメント防止対策について」
- ・岡山労働局雇用環境・均等室内（岡山市北区下石井1-4-1岡山第2合同庁舎3階）に開設
- ・祝日を除く月～金曜日  
9：30～17：00
- ・電話086-225-2017

### ② 広報・啓発活動の実施

- 資料等の配布
  - ・事業主に向け広報資料の配布
  - ・ポスターの掲示
  - ・新聞広告、労働局HPによる広報
- ハラスメント防止関係法令の説明
  - ・令和2年1月22日（水）  
おかやま未来ホール
  - ・令和2年2月19日（水）  
ピュアリティまきび

別添参考資料1 職場のハラスメントの相談例と相談件数の推移

参考資料2 ハラスメント対応特別相談窓口について

参考資料3 パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

参考資料4 職場のハラスメント撲滅月間ポスター